



入院・外来手術等への備えには “一時金”がおすすめです!



はこれまでの「日額方式」の医療保険^{*1}とは異なり、
日帰り入院^{*2}から入院給付金を“一時金”で受取れる新しい保険です!

ケース 1
「胃腸炎」で
2日間入院された場合
「日額方式」の場合 **7万円**^{*3}

ケース 2
「虫垂炎」で
5日間入院された場合
「日額方式」の場合 手術なし **10万円**^{*3}
手術あり **30万円**

ケース 3
日帰り入院で「大腸ポリープ」
の手術を受けられた場合
「日額方式」の場合 **5万円**^{*3}

NEWin1 ニューインワン **なら、一時金**
入院総合保険

30万円
(入院給付金額
30万円の場合)

長期入院の場合には、入院初日に加え、入院日数が30日、60日、90日
の各日数に達するごとに一時金を受取れます。^{*4 *5}

※「日額方式」の前提条件<みらいのカたち総合医療保険>入院給付日額10,000円/124日型/入院療養給付金あり型/基本型

入院した場合の備えに“一時金”をおすすめするには理由があります!

入院日数は
短期化傾向

約**2人に1人**が
10日以内に退院

約**3人に1人**が
日帰りを含む**5日以内**で退院

出典①

自己負担額は
高額になることも^{*6}

約**2人に1人**が
15万円以上を自己負担

約**5人に1人**が**30万円以上**を自己負担

出典②

^{*1} 当資料で記載している「日額方式」の医療保険は、「みらいのカたち総合医療保険」をいいます。なお、「みらいのカたち総合医療保険」は2019年4月2日以降販売を停止しています。^{*2} 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院開始日と退院日が同一の日である場合をいいます。^{*3} ケース1~3「日額方式」の総受取額の内訳 <ケース1>疾病入院給付金 2万円、入院療養給付金 5万円 <ケース2>手術なしの場合 疾病入院給付金 5万円、入院療養給付金 5万円・手術ありの場合 疾病入院給付金 5万円、入院療養給付金 5万円、手術給付金 20万円 <ケース3>手術給付金 5万円 ^{*4} 入院総合保険は、みらいのカたち総合医療保険と保障内容等が異なるため、入院や手術等の内容に応じて支払われる給付金の種類や支払額等が異なります。そのため、入院総合保険の方が総受取額が少なくなる場合もあります。^{*5} 入院を2回以上した場合でも1回の入院とみなし、入院日数を合算することがあります。^{*6} 在院期間以外に必要となった費用も含まれます。(高額療養費制度を利用した場合は、利用後の金額。)



日本生命保険相互会社

なら、先進医療にかかる技術料や交通費等、
さまざまな費用に備えることができます！*7

先進医療にかかる技術料は高額になる場合もあります。

先進医療費用(1件当たり)

出典③

多焦点眼内レンズを用いた
水晶体再建術(白内障の手術)

約**58**万円

陽子線治療*8(がんの治療)

約**277**万円

重粒子線治療*8(がんの治療)

約**315**万円

先進医療は有効性および安全性の確保のため、医療技術ごとに一定の施設基準が定められています。
治療を受けるためにご自宅から離れた医療機関を受診すると交通費等も心配です。

出典④



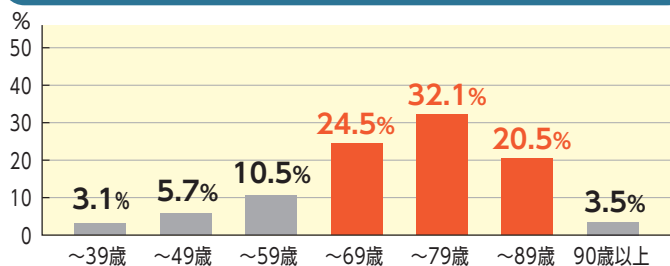
は保険期間「有期」だけではなく「終身」を選択できますので、
先進医療にかかる費用にも一生涯備えることができます！

また、「有期」でご加入した場合でも終身変更制度*9のご利用で「終身」へ変更することも可能です。

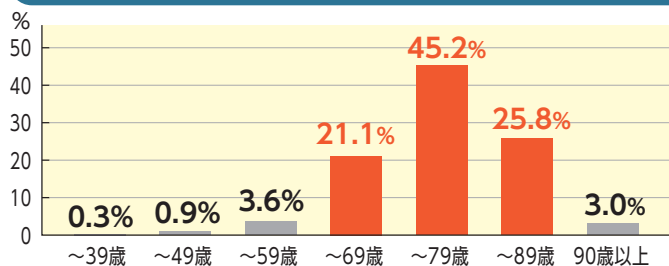
高齢世代ほど医療のリスクは高くなります。

出典⑤

がん患者の年代別割合



白内障患者の年代別割合



*7 対象となる先進医療による療養は、公的医療保険制度に定めるものです。 *8 重粒子線治療等の先進医療については、対象となる医療行為や医療機関等に制限があります。詳しくは厚生労働省のホームページ等をご確認ください。また、粒子線治療は、次の一部のがんが公的医療保険制度の対象となりました。2016年4月:〈重粒子線治療〉切除非適応の骨軟部がん、〈陽子線治療〉小児がん 2018年4月:〈重粒子線治療・陽子線治療〉頭頸部がん(口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く)、前立腺がん、〈陽子線治療〉切除非適応の骨軟部がん。なお、粒子線治療に係る費用は2016年7月1日~2017年6月30日の実績であり、上記の公的医療保険制度の対象となった治療の実績も含んでいます。 *9 ご利用には所定の制限があります。

当資料をご覧くださいの際のご留意点

- 当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。
- 当資料でご紹介しております商品の「契約概要」などをご希望される場合には、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口にご請求ください。
- 当資料に記載のデータについては、あくまでも出典元からの引用によるものであり、当社の保険商品の支払事由とは異なります。

入院総合保険について

●所定の入院であっても、免責事由に該当する入院の日数は入院日数の算定対象には含みません。 ●骨髄幹細胞の採取のための入院・外来手術は、責任開始日から1年経過後の入院・外来手術についてお支払いします。 ●入院給付金の支払限度は100回です。 ●外来手術給付金の支払限度は30回です。 ●先進医療給付金の支払限度は、その支払金額を通算して2,000万円となります。 ●入院給付金、外来手術給付金および先進医療給付金のいずれも支払限度に達したときは、入院総合保険は消滅します。

出典・監修について

①厚生労働省「平成26年(2014)患者調査の概況」 ②日本生命調べ 2018年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算 ③厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第384回)資料(平成29年6月30日時点における先進医療Aに係る費用)」 ④厚生労働省ホームページ「先進医療の概要について」を参考に作成(監修:公財)日本生命済生会日本生命病院 ⑤厚生労働省「平成29年(2017)患者調査」 総務省統計局「人口推計(年齢(5歳階級))、男女別人口(平成29年7月1日現在(確定値))」



引受保険会社

日本生命保険相互会社

本店: 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部: 〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021(ニッセイコールセンター)

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、
保険契約締結の代理権はありません。

(©日本19-2815,19/7/30,営業開発G)